

# 第118期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されております。多くの方がご来場される集会等は集団感染のリスクが高いとされており、議決権の行使は郵送・インターネット等で行い、当日のご来場を自粛いただくことをご検討ください。

## ■日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

（午前9時に開場いたします。  
開会間際は大変混雑いたしますので、  
お早めにお越しください。）

## ■場所

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

当行本店 3階 大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 目次

第118期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
第118期事業報告	5
第118期計算書類	25
第118期連結計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	35
第2号議案 定款一部変更の件	36
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	40

株主各位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

**株式会社 北日本銀行**

取締役頭取 石塚恭路

## 第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、**2022年6月23日（木曜日）午後5時10分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号  
当行本店 3階 大会議室

### 3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項**
1. 第118期（2021年4月1日から  
2022年3月31日まで） 事業報告および計算書類の内容報告の件
  2. 第118期（2021年4月1日から  
2022年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時10分までに到着するようにご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

後記4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト、もしくは当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年6月23日（木曜日）午後5時10分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

##### (3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.kitagin.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

(事業報告)

① 当行の新株予約権等に関する事項

② 業務の適正を確保する体制

(計算書類)

③ 株主資本等変動計算書

④ 個別注記表（計算書類の注記）

(連結計算書類)

⑤ 連結株主資本等変動計算書

⑥ 連結注記表（連結計算書類の注記）

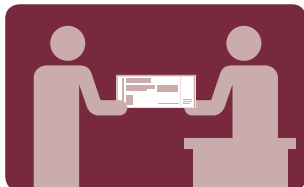
したがって、本招集ご通知の事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.kitagin.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## ■ 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2022年6月24日(金) 午前10時

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### 議決権行使書用紙



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行 使 期 限 2022年6月23日(木) 午後5時10分到着

#### 議決権行使書用紙の記入方法

議 案
賛
否

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

議 案
賛
否

このような場合は無効となります。

賛成、反対の両方に○印をつけた場合

#### インターネット



詳細は次ページをご覧ください

次ページの案内に従って、行使期限までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

行 使 期 限 2022年6月23日(木) 午後5時10分

#### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社  
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

#### 機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## スマートフォンの場合

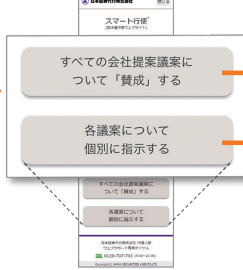
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ステップ 1



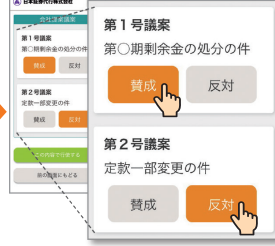
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

### ステップ 2



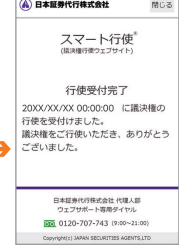
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

### ステップ 3



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ステップ 4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

### ご確認ください！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

## パソコンの場合（議決権再行使の場合）

### ステップ 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.e-sokai.jp>



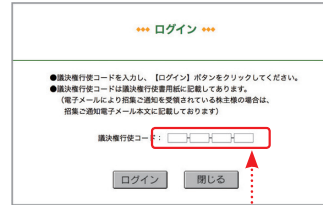
### ステップ 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

### ステップ 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック  
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉  
<https://www.e-sokai.jp>へ遷移します。



議決権行使書用紙左下に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」を入力

### 〔ご注意事項〕

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
- 書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネットでも議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(添付書類)

# 第118期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社2社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

#### 金融経済環境

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染状況の影響により一進一退の動きが続き、年度末にはウクライナ情勢の緊迫化の影響等による大幅な資源高、これに伴う物価上昇等景気下振れリスクの拡大が懸念される状況に陥りました。

金融市場においては、長期金利は、2021年内は概ねゼロ近辺で推移しましたが、金融正常化に向けた動きが世界的に広がり、資源価格高騰によるインフレ懸念を背景に、米国などの各国の長期金利が上昇した影響で、2022年3月には2016年1月以来の水準である0.25%まで上昇しました。為替は、ドル円相場において2021年前半は概ね横ばいの動きとなっておりますが、年末にかけて円安ドル高の流れとなり、各国の金利上昇が顕著となっていく中で、日銀が金融緩和の維持を示したことから、2022年3月には125円台に向けた大幅な円安ドル高が進行いたしました。日経平均株価は、中国景気の悪化懸念、新型コロナウイルス変異株の拡大、ウクライナ情勢の緊迫化等幾度となく世界的な株価下落局面にさらされるも、好調な企業業績に支えられ下値が維持される展開が続き、2022年3月末の終値は2万7,821円となりました。

当行の主な営業エリアである岩手県内経済においては、住宅投資や雇用情勢等引き続き持ち直しの動きが見られたものの、下期に入り新型コロナウイルス変異株の拡大等により個人消費が後退し、県内経済の持ち直しの動きが徐々に弱まる展開となりました。

#### 事業の経過及び成果

当行グループは、2年目を迎える中期経営計画『「Design The Future:2023」～お客さまの”今”を支え、ともに”明日”を拓く～』において、10年ビジョン「豊かな人間力と創造的開発力で、未来をデザインする”ユニークバンク”」に向かう第1フェーズとして経営基盤の強化を図っております。

個人取引先向けの取組みでは、デジタルサービスの高度化・利便性向上のため、iBankマーケティング株式会社と資本業務提携を締結し、2023年3月予定のスマートフォン専用アプリ

「Walllet+」の導入に向けた共同開発を開始いたしました。

事業者向け取組みでは、「地域経済支援チーム」を中心とした本部と営業店の連携により、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまに対する「金融支援」「本業支援」「経営支援」について積極的に取り組みました。また、本取組みの一環として、コロナ禍を生き抜くビジネスプランを検討している地元企業や起業家を応援するため、初めての試みとして「コロナ禍を生き抜く！ピンチをチャンスに！ニュービジネスコンテスト」を開催しました。

人材活用への取組みでは、男性育児休業、有給休暇の取得率向上や、女性のキャリア支援等に向けた取組みを進めたことから、岩手労働局より次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定「プラチナくるみん」を受けました。また、従業員の健康保持・増進やワークライフバランスの実現に向けた取組みを進めたことにより、経済産業省及び日本健康会議が実施している「健康経営優良法人認定制度」の大規模法人部門「健康経営優良法人」に引き続き認定されました。

店舗関係では、高度化・多様化するお客さまのニーズにスピーディーかつ的確に対応することを目的に、効率的な店舗・人員戦略を通じ営業力強化を図るため、2021年4月より花巻地区、2021年12月より大船渡地区、2022年1月より釜石地区・一関地区、2022年2月より宮古地区におけるエリア営業体制を開始し、更に南青森支店・原中支店・千厩支店の3店舗を店舗内店舗としてそれぞれの母店に統合いたしました。また、店舗外ATMは、新たに4か所を設置する一方で、12か所を廃止するなど再配置を行いました。この結果、当行の店舗数は77店舗、店舗外ATMは157か所となりました。

SDGs・ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組みとしては、2021年10月より「きたぎんSDGs経営サポート」サービスの取扱いを開始し、24社の「SDGs宣言」策定支援と、1社に対しその発展版である「SDGs価値創造ストーリー」策定支援を実施いたしました。また、寄付型私募債の引き受けや、グリーンローンの実施など、SDGs・ESGに積極的に取り組む取引先企業の支援に取り組みしました。今後も、持続可能な地域社会の実現と、当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要なテーマとして、SDGs・ESGに積極的に取り組んでまいります。

以上の取組みの結果、次のような業績を収めることができました。

業容面では、預金（譲渡性預金含む）は、個人預金の増加などにより、当連結会計年度末残高は前期比59億円増加し1兆3,998億円となりました。貸出金は、住宅ローンの増加などにより、当連結会計年度末残高は前期比545億円増加し9,987億円となりました。有価証券は、国内外の投資環境や市場動向に留意した取組みの結果、当連結会計年度末残高は前期比32億円減少し3,532億円となりました。

収益面では、当連結会計年度の経常収益は、リース関連収益が減少したものの、資金運用収益や役務取引等収益が増加したことなどにより、前期比7億30百万円増加し231億42百万円とな



りました。また、経常費用は、リース関連費用が減少したものの、国債等債券売却損及び株式等売却損の増加などにより、前期比7億62百万円増加し203億63百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比32百万円減少し27億79百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等調整額が減少したことなどにより、前期比5億89百万円増加し21億11百万円となりました。

## 対処すべき課題

当行の主たる営業エリアである岩手県は、個人消費を中心にやや持ち直しの動きが見受けられてきたものの、ウクライナ情勢の緊迫した状況が続く中、急激な円安ドル高の進行や、資源価格高騰に伴う物価上昇等、経済の正常化に対し不透明な状況が継続することが予想されます。このような状況の中、当行を取り巻く経営環境についても、低金利環境の長期化、並びに新型コロナウイルス感染症の状況、資源価格上昇等による地域経済への影響等により、引き続き厳しい環境が続くことが予想されます。

当行は、おかげさまをもちまして2022年2月に創立80周年を迎えました。地域の皆さまからの温かいご支援やご愛顧に感謝するとともに、これからも地域とともに歩み、これまで以上に地域に貢献する決意を新たに、各種記念事業や記念キャンペーンを展開してまいります。

更に、SDGs・ESGを意識した自行施策・お取引先支援に積極的に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に努め、持続的な成長性と収益性を確保できる経営基盤を構築してまいります。

今期においても、コロナ禍の地元経済を支えるとともに、地域とともに当行が発展していけるよう、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆さまの一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	21,771	21,694	22,412	23,142
経常利益	2,539	2,388	2,811	2,779
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,304	1,291	1,522	2,111
包括利益	1,372	△1,731	5,480	1,449
純資産額	71,921	69,422	74,476	75,369
総資産	1,434,615	1,405,248	1,665,633	1,677,417

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	1,346,322	1,313,940	1,392,513	1,398,512
定期性預金	627,215	589,727	582,141	565,669
その他	719,107	724,213	810,372	832,843
社 債	—	—	—	—
貸 出 金	911,031	906,791	950,597	1,006,931
個人向け	358,195	362,932	374,949	443,782
中小企業向け	332,529	331,089	378,902	381,117
その他	220,307	212,769	196,745	182,031
商品有価証券	135	103	97	110
有 価 証 券	365,643	350,241	357,436	354,195
国 債	78,902	56,096	49,495	64,500
その他	286,741	294,145	307,940	289,694
総 資 産	1,432,341	1,402,668	1,662,154	1,674,066
内国為替取扱高	4,470,159	4,456,126	4,269,879	4,302,173
外国為替取扱高	387 <sup>百万ドル</sup>	462 <sup>百万ドル</sup>	443 <sup>百万ドル</sup>	274 <sup>百万ドル</sup>
経 常 利 益	2,582	2,115	2,617	2,802
当 期 純 利 益	1,433	1,148	1,463	2,229
1株当たり当期純利益	167 45 <sup>円 銭</sup>	135 76 <sup>円 銭</sup>	173 30 <sup>円 銭</sup>	263 41 <sup>円 銭</sup>

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については自己株式を控除しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀行業	リース業	クレジットカード業・ 信用保証業
使用人数	820人	7人	6人

- (注) 1. 使用人数は、当企業集団から企業集団外への出向者を除いております。また、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 当年度末における平均年齢は銀行業40歳1ヶ月、リース業49歳6ヶ月、クレジットカード業・信用保証業51歳11ヶ月、平均勤続年数は銀行業17年3ヶ月、リース業11年0ヶ月、クレジットカード業・信用保証業17年9ヶ月であります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 銀行業 当 行

	当 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	
岩 手 県	57	( - )	本店営業部ほか
青 森 県	5	( - )	青森支店ほか
秋 田 県	2	( - )	秋田支店ほか
宮 城 県	10	( - )	仙台支店ほか
福 島 県	2	( - )	福島支店ほか
東 京 都	1	( - )	東京支店
合 計	77	( - )	

- ロ リース業  
きたぎんリース・システム株式会社 : 本社 (盛岡市)
- ハ クレジットカード業・信用保証業  
きたぎんユーシー株式会社 : 本社 (盛岡市)

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	859
リース業	4
クレジットカード業・信用保証業	4
合計	868

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	本店の改修	433
合計		433

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
きたぎんユーシー株式会社	岩手県盛岡市材木町2番23号	クレジットカード 信用保証業務	百万円 20	% 100.00	子会社
きたぎんリース・システム株式会社	岩手県盛岡市材木町2番23号	リース業務 計算受託業務	百万円 80	% 100.00	子会社

## 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、統合ATMセンター経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤安紀	取締役会長 (代表取締役)		
石塚恭路	取締役頭取 (代表取締役) (監査部、デジタル戦略室担当)		
佐藤達也	専務取締役 (市場運用部、事務システム部、リスク管理部担当)		
下村弘	常務取締役 営業統括部長 (営業統括部、人事部担当)		
浜平忠	常務取締役 (総務部、審査部、経営企画部担当)		
村田嘉一	取締役 (社外役員)		
小寺雄太	取締役 経営企画部長		
古村昌人	取締役 (社外役員)	三機工業株式会社常 任顧問	
石川公喜	取締役 常勤監査等委員		
柴田義春	取締役 監査等委員 (社外役員)	第一商事株式会社 代表取締役社長	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小笠原 弘 治	取締役 監査等委員 (社外役員)	株式会社マルチチ 代表取締役会長	
津 田 晃	取締役 監査等委員 (社外役員)	宝印刷株式会社顧問 株式会社FCEホー ルディングス取締役 一般社団法人日本コ ンプライアンス推進 協会会長	
(当事業年度中に退任した役員)			
瀬 川 光 夫	常務取締役		2021年6月25日 任期満了により退 任
太 田 稔	取締 役 (社外役員)		2021年6月25日 任期満了により退 任
山 添 勝 寛	監 査 役 (社外役員)		2021年6月25日 任期満了により退 任

(注) 1. 当行は、2021年6月25日開催の第117期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 取締役のうち村田嘉一、古村昌人、柴田義春、小笠原弘治、津田晃の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

また、取締役村田嘉一、古村昌人、柴田義春、小笠原弘治、津田晃の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員）石川公喜氏を常勤監査等委員として選定しております。

4. 当事業年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。

5. 当事業年度中に新たに就任した取締役

2021年6月25日開催の第117期定時株主総会において、古村昌人氏が取締役に、津田晃氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。

また、2021年6月25日付で監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、監査役石川公喜、柴田義春、小笠原弘治の3氏は任期満了により退任し、同日付で監査等委員である取締役に就任しております。



## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、以下のとおり方針及び手続を取締役会の決議により定める「取締役報酬規程」、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会の決議により定める「監査等委員である取締役報酬規程」に規定しております。

なお、2021年6月25日開催の第117期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200百万円以内（うち、社外取締役10百万円。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とすること、また、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、上記取締役の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式に係る報酬を支給することとし、その総額は年額60百万円以内とすることを決議しております。

#### イ 方針

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、報酬を「確定金額報酬」、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」の構成とし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては「確定金額報酬」とし、取締役が株主と利害共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会において決議する年額報酬額の範囲内で決定しております。

監査等委員である取締役に対しては「確定金額報酬」とし、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会において決議する年額報酬額の範囲内で決定しております。

#### ロ 手続

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、報酬の客観性や透明性を確保することを目的に、社外取締役及び取締役会議長で構成される報酬諮問委員会において報酬等について審議のうえ取締役会へ答申しております。取締役会ではその答申を踏まえ、役位ごとの確定金額報酬の支給額、当行の前期業績及び取締役の個人別の実績評価等に基づく各取締役の短期の業績連動報酬(賞与)の支給額及び譲渡制限付株式に係る報酬の額及び割当株式数について、決定方針との整合性を含めた検討を行ったうえで決議し決定しております。なお、当該業績連動報酬に係る指標について明確な基準はございません。

監査等委員である取締役の報酬については、常勤、非常勤毎の確定金額報酬の支給額について、各監査等委員の協議により決定すると規定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	10名	161	106	20	35
取締役 (監査等委員)	4名	17	17	—	—
監査役	4名	5	5	—	—
計	18名	184	129	20	35

- (注) 1. 当行は、2021年6月25日開催の第117期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含んでおります。
4. 報酬等には以下のものを含んでおります。
- (1) 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
- (2) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。
5. 非金銭報酬である株式報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬であります。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を30年間とし、①任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間満了前に当行の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整すること、②その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除いては、当行は本割当株式を無償で取得すること等の条件が付されております。当該株式報酬の交付状況は、「4.当行の株式に関する事項」に記載のとおりであります。
6. 報酬等には社外役員に対する報酬等を含んでおります。
7. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与12百万円を含んでおりません。

8. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額
  - (1) 年額200百万円（うち社外取締役の報酬額は年額100百万円）  
（2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）  
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。  
当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。
  - (2) 年額60百万円、当行普通株式の総数年35,000株以内  
（2019年6月25日開催の第115期定時株主総会決議）  
上記（1）とは別枠で社外取締役以外の取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することについて承認いただいております。  
当該定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名であります。
9. 監査役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額  
年額60百万円（2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議）  
当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名であります。
10. 監査等委員会設置会社移行後の取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
  - (1) 年額200百万円（うち社外取締役の報酬額は年額100百万円）  
（2021年6月25日開催の第117期定時株主総会決議）  
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。  
当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。
  - (2) 年額60百万円、当行普通株式の総数年35,000株以内  
（2021年6月25日開催の第117期定時株主総会決議）  
上記（1）とは別枠で社外取締役以外の取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することについて承認いただいております。  
当該定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名であります。
11. 監査等委員である取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額  
年額60百万円（2021年6月25日開催の第117期定時株主総会決議）  
当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は4名であります。
12. 上記のほか2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。  
退任取締役 1名 25百万円  
退任社外取締役 1名 6百万円、退任社外監査役 1名 2百万円

### (3) 責任限定契約

当行は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

#### (4) 補償契約

該当事項はありません。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、法律上の損害賠償金または争訟費用を負担することによって生じる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当行取締役（監査等委員会設置会社移行前においては、監査役であったものを含む。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当行で負担しております。

なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、「取締役（監査等委員である取締役を含む）の選解任に関する基準及び手続細則」において解任基準を定めております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
村田 嘉一	該当事項はありません。
古村 昌人	三機工業株式会社常任顧問
柴田 義春	第一商事株式会社代表取締役社長
小笠原 弘治	株式会社マルイチ代表取締役会長
津田 晃	宝印刷株式会社顧問 株式会社FCEホールディングス取締役 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長

(注) 柴田義春氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社及び小笠原弘治氏が代表取締役会長を務める株式会社マルイチとの間に貸出金等の取引があります。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
村田 嘉一	10年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	企業経営者として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
古村 昌人	9ヶ月	当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席しました。	企業経営者として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
柴田義春	17年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会2回のすべて、監査等委員会10回のうち8回に出席しました。	企業経営者として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査等委員会（監査役会）では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
小笠原弘治	10年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査役会2回のすべて、監査等委員会10回のすべてに出席しました。	企業経営者として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査等委員会（監査役会）では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
津田晃	9ヶ月	当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査等委員会10回のすべてに出席しました。	企業経営者として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。

(注) 当行は、2021年6月25日開催の第117期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	17	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 社外役員に対する報酬等は、固定報酬のみであります。  
3. 上記のほか2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。  
退任社外取締役 1名 6百万円、退任社外監査役 1名 2百万円

### (4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) に掲げる内容に対する意見はありません。



## 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	12,000千株
発行済株式の総数	8,793千株

(2) 当年度末株主数 10,269名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	653 <sup>千株</sup>	7.79%
明治安田生命保険相互会社	462	5.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	348	4.15
北日本銀行従業員持株会	200	2.39
S M B C 日興証券株式会社	166	1.98
住友生命保険相互会社	136	1.62
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	112	1.34
東京海上日動火災保険株式会社	100	1.19
カメイ株式会社	91	1.08
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	85	1.02

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は自己株式411,824株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役 (監査等委員及び社外役員を除く)	6名	20,800株
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—
監査役	—	—

### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北 光 監 査 法 人 代表社員 佐々木 政 徳 代表社員 岩 根 洋 介	41	監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数・人員などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は41百万円であります。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

#### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

#### (3) 補償契約

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人がその職務遂行の継続が困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会へ提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により解任し、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において選任監査等委員が報告いたします。

#### 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

#### 8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

#### 9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

#### 10. その他

該当事項はありません。

# 第118期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	279,161	預当座預金	1,398,512
現金	23,948	普通預金	30,837
預け	255,212	貯蓄預金	770,875
コ ー ル 口 一	2,816	通 蓄 預 預	16,077
買 入 金 口 債	132	貯 蓄 知 預	7,946
商 品 有 価 証	110	定 期 預 金	556,310
商 品 国 債	110	定 期 積 金	9,358
金 銭 の 信 託	8,437	そ の 他 の 預 金	7,104
有 価 証 券	354,195	譲 渡 性 預 金	3,000
国 債 債 券	64,500	借 入 金	184,800
地 方 債 債	122,094	そ の 他 の 負 債	7,437
株 式 債 債	44,238	未 払 法 人 税 等	240
株 式 券 金	21,105	未 前 払 受 取 金	563
そ の 他 の 証 金	102,255	従 業 員 預 り 金	293
貸 出 手 形 付 付	1,006,931	給 付 補 填 備 金	387
引 形 手 形 付	1,131	融 派 生 商 品	0
手 形 書 座 貸 貸	11,316	資 産 の 他 の 負 債	4
証 書 座 越 替	914,720	賞 与 引 当 金	169
当 座 為 替	79,763	退 職 給 付 引 当 金	5,777
外 国 為 替	1,094	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	314
外 国 他 店 預 け	1,094	繰 延 税 金 負 債	20
そ の 他 の 資 産	9,397	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,746
前 払 費 用	6	支 払 承 諾	64
未 収 取 金	1,119	負 債 の 部 合 計	1,601,381
融 派 生 商 品	0	(純資産の部)	
そ の 他 の 資 産	8,271	資 本 金	7,761
有 形 固 定 資 産	14,926	資 本 剰 余 金	4,989
建 土 地	3,165	資 本 準 備 金	4,989
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	10,947	利 益 剰 余 金	49,728
無 形 固 定 資 産	632	利 益 準 備 金	3,500
ソ フ ト ウ ェ ア	605	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	46,227
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	26	圧 縮 積 立 金	209
前 払 年 金 費 用	1,106	別 途 積 立 金	43,640
支 払 承 諾 見 返 金	2,656	繰 越 利 益 剰 余 金	2,378
貸 倒 引 当 金	△7,533	自 己 株 式	△963
		株 主 資 本 合 計	61,515
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,239
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,807
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	11,046
		新 株 予 約 権	122
		純 資 産 の 部 合 計	72,684
資 産 の 部 合 計	1,674,066	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,674,066

# 第118期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常		19,985
資	金	16,211	
	貸	12,056	
	有	3,713	
	コ	6	
	預	427	
	そ	7	
役	の	2,806	
	取	733	
	入	2,072	
そ	の	159	
	外	91	
	国	67	
	債	809	
	の	42	
	債	309	
	株	270	
	金	186	
経	常		17,182
資	金	149	
	預	147	
	讓	0	
	借	0	
	そ	1	
役	の	2,642	
	取	95	
	入	2,546	
そ	の	943	
	商	0	
	国	896	
	債	41	
	融	4	
営	業	11,803	
そ	の	1,644	
	倒	1,098	
	出	49	
	式	428	
	の	0	
	他	5	
	信	62	
経	利		2,802
特	利		2
特	産		162
	損		
	損		
	益		
	分		
	分		
	益		
	税		
	額		
	計		
	益		
税	引	835	2,642
法	税	△422	
法	人		
法	人		
当	期		412
	純		2,229

# 第118期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	279,213	預 渡 性 預 金	1,396,896
コールローン及び買入手形	2,816	借 用 金	3,000
買入金銭債権	132	その他負債	185,359
商品有価証券	110	賞与引当金	8,992
金銭の信託	8,437	役員賞与引当金	316
有価証券	353,233	退職給付に係る負債	20
貸出金	998,745	役員退職慰労引当金	1,784
外国為替	1,094	睡眠預金払戻損失引当金	2
リース債権及びリース投資資産	8,948	睡眠預金払戻損失引当金	64
その他資産	12,820	ポイント引当金	14
有形固定資産	14,961	繰延税金負債	752
建物	3,165	再評価に係る繰延税金負債	2,187
土地	10,947	支払承諾	2,656
その他の有形固定資産	848	負債の部合計	1,602,047
無形固定資産	643	(純資産の部)	
ソフトウェア	615	資 本 金	7,761
その他の無形固定資産	27	資 本 剰 余 金	4,989
退職給付に係る資産	1,498	利 益 剰 余 金	52,163
繰延税金資産	132	自 己 株 式	△963
支払承諾見返	2,656	株 主 資 本 合 計	63,949
貸倒引当金	△8,025	その他有価証券評価差額金	6,239
		土地再評価差額金	4,807
		退職給付に係る調整累計額	250
		その他の包括利益累計額合計	11,297
		新株予約権	122
		純資産の部合計	75,369
資産の部合計	1,677,417	負債及び純資産の部合計	1,677,417

# 第118期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 益		23,142
資 金 運 用 収 益		15,887
貸 出 金 利 息		12,032
有 価 証 券 利 息 配 当 金		3,413
コーポレートローン利息及び買入手形利息		6
預 け 金 利 息		427
そ の 他 の 受 入 利 息		7
役 務 取 引 等 収 益		2,842
そ の 他 業 務 収 益		3,613
そ の 他 経 常 収 益		799
償 却 債 権 取 立 益		42
そ の 他 の 経 常 収 益		756
経 常 費 用		20,363
資 金 調 達 費 用		158
預 讓 渡 金 性 預 金 利 息		147
借 入 金 利 息		0
そ の 他 の 支 払 利 息		9
役 務 取 引 等 費 用		1
そ の 他 業 務 費 用		2,114
そ の 他 経 常 費 用		4,090
の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額		12,171
そ の 他 の 経 常 費 用		1,828
の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額		1,240
そ の 他 の 経 常 費 用		588
経 常 利 益		2,779
特 定 資 産 処 分 益		2
特 定 資 産 処 分 損 失		162
減 損		149
減 損		13
税金等調整前当期純利益		2,619
法人税、住民税及び事業税		930
法人税等調整額		△422
法人税等合計		507
当期純利益		2,111
親会社株主に帰属する当期純利益		2,111



独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 北日本銀行  
取締役会 御中

北光監査法人

岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 佐々木 政徳  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 岩根 洋介  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 北日本銀行  
取締役会 御中

### 北光監査法人

岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 佐々木 政徳  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 岩根 洋介  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人は報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 北日本銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	石川公喜	㊞
監査等委員	柴田義春	㊞
監査等委員	小笠原弘治	㊞
監査等委員	津田晃	㊞



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき 金35円 配当総額 293,368,320円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日（月曜日）

#### 2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 1,700,000,000円
2	増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 1,700,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり定款の変更を行うものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 機動的な配当政策及び資本政策の実施により、株主の皆様への適切な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等に関する決定機関について、取締役会決議により行うことを可能とするよう、定款の変更を行うものであります。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当銀行は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第36条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当銀行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="243 155 296 178">附則</p> <p data-bbox="163 202 641 226"><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="158 247 745 459">第117期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</p>	<p data-bbox="848 155 901 178">附則</p> <p data-bbox="768 202 883 226"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="763 247 1351 598">1. 2022年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款（以下「変更前定款」という。）第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後の第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="763 619 1351 786">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p data-bbox="763 807 1351 928">3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</p>

**第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者の選任にあたりましては、透明性および公平性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で意見陳述すべき特段の事項はございません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	再任 佐藤安紀	取締役会長	100% (12回/12回)
2	再任 石塚恭路	取締役頭取	100% (12回/12回)
3	再任 佐藤達也	専務取締役	100% (12回/12回)
4	再任 下村弘	常務取締役	100% (12回/12回)
5	再任 浜平忠	常務取締役	100% (12回/12回)
6	再任 社外独立 村田嘉一	社外取締役	100% (12回/12回)
7	再任 小寺雄太	取締役	100% (12回/12回)
8	再任 社外独立 古村昌人	社外取締役	100% (10回/10回)

【ご参考】

【取締役候補者のスキル・マトリックス】

氏名	役職	社内取締役が有するスキル区分								社外取締役に特に期待するスキル区分			
		経営戦略・事業企画	リスク管理・コンプライアンス	財務・経理	人事・人材育成	銀行実務・営業	審査	市場運用	システム・デジタル・事務	企業経営	金融・経済	法務・コンプライアンス	地域経済・貢献
佐藤 安紀	取締役会長	○	○	○	○	○	○	○					
石塚 恭路	取締役頭取	○	○	○	○	○	○		○				
佐藤 達也	専務取締役	○	○		○	○	○	○	○				
下村 弘	常務取締役	○	○	○		○							
浜平 忠	常務取締役	○	○			○	○						
村田 嘉一	取締役									○	○	○	○
小寺 雄太	取締役	○	○					○					
古村 昌人	取締役									○	○	○	○

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
1	さとう やすのり 佐藤 安紀 (1945年2月11日) <b>再任</b>	1968年4月 当行入行 1995年6月 当行取締役総務部長 1997年6月 当行常務取締役 1999年4月 当行取締役頭取 2017年6月 当行取締役会長(現任)	30,500株
	【取締役候補者とした理由】 佐藤安紀氏は、1999年4月の取締役頭取、更に2017年6月の取締役会長就任以来、銀行の経営全般を担ってきた実績を有し、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる豊富な経験と幅広い見識を備えております。また、十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者佐藤安紀氏との間には、特別の利害関係はありません。		
2	いしづか まさみち 石塚 恭路 (1960年4月18日) <b>再任</b>	1984年4月 当行入行 2007年6月 当行取締役仙台支店長兼仙台ローンセンター長 2008年4月 当行取締役仙台支店長 2009年5月 当行取締役 2009年6月 当行常務取締役 2011年5月 当行常務取締役営業統括部長 2013年4月 当行常務取締役 2015年6月 当行専務取締役 2020年2月 当行取締役頭取(現任) (監査部担当)	20,100株
	【取締役候補者とした理由】 石塚恭路氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2007年6月の取締役就任以来、本部・営業店においてリーダーシップを発揮し、更に2020年2月の頭取就任後は経営全般を担い、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる豊富な経験と幅広い見識を備えております。また、十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者石塚恭路氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数	
3	さとう たつ や 佐藤達也 (1959年2月4日) 再任	1981年4月 当行入行 2009年6月 当行取締役人事部長 2012年6月 当行常務取締役人事部長 2012年10月 当行常務取締役 2013年4月 当行常務取締役リスク管理部長 2015年4月 当行常務取締役 2015年6月 当行専務取締役(現任) (市場運用部、事務システム部、リスク 管理部担当)	16,000株	
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐藤達也氏は、2009年6月の取締役就任以来、特に人事・コンプライアンス部門を統括しリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
		<b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者佐藤達也氏との間には、特別の利害関係はありません。		
4	しもむら ひろし 下村弘 (1966年11月22日) 再任	1990年4月 当行入行 2008年10月 当行秘書室長 2012年4月 当行水沢支店長 2015年4月 当行経営企画部長 2017年6月 当行取締役経営企画部長 2019年4月 当行取締役営業統括部長 2020年10月 当行常務取締役営業統括部長(現任) (営業統括部、人事部、デジタル戦略室 担当)	6,600株	
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 下村弘氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2017年6月の取締役就任以来、経営企画部門、営業統括部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
		<b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者下村弘氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
5	はま たいら ただし 浜 平 忠 (1964年9月11日) 再任	1983年4月 当行入行 2004年10月 当行南大通支店長 2008年4月 当行営業統括部副部長 2014年4月 当行本町支店長 2017年4月 当行審査部長 2019年6月 当行取締役審査部長 2021年4月 当行取締役頭取付 2021年6月 当行常務取締役(現任) (総務部、審査部、経営企画部担当)	6,300株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 浜平忠氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2019年6月の取締役就任以来、審査部門の責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。	
		<b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者浜平忠氏との間には、特別の利害関係はありません。	
6	むら た か いち 村 田 嘉 一 (1941年3月6日) 再任 社外 独立	1963年4月 株式会社日立製作所入社 1997年6月 株式会社日立製作所取締役財務部長 1999年4月 株式会社日立製作所専務取締役財務部長 2001年6月 日立キャピタル株式会社(現三菱HCキャピタル株式会社) 代表取締役社長 2006年6月 株式会社日立製作所名誉顧問 2008年4月 学校法人明治大学理事 2011年6月 当行取締役(現任)	4,300株
		<b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b> 村田嘉一氏は、株式会社日立製作所専務取締役退任後、日立キャピタル株式会社代表取締役社長を務められており、日立グループ金融中核企業において培われた知識・経験等を広い視野から当行の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。	
		<b>【就任期間】</b> 村田嘉一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。	
		<b>【特別の利害関係および独立性】</b> 当行と候補者村田嘉一氏との間には、特別の利害関係はありません。	



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
7	こ 寺 雄 太 (1968年6月6日) 再 任	1991年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社 新生銀行）入行 2007年 9 月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託 銀行株式会社）入社 2020年 5 月 当行入行 経営企画部付顧問 2020年 6 月 当行取締役経営企画部長 2022年 4 月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長 (現任)	3,200株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 小寺雄太氏は、金融業界での長年の経験を有し、銀行に対する法規制や経営管理、ならびに国内外の金融市場取引、リスク管理業務の豊富な知見を有しております。また、2020年6月の当行取締役就任以来、経営企画部門の責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
	<b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者小寺雄太氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行株式の数
8	<p>こむらまさ と 古村昌人 (1947年7月12日)</p> <p>再任</p> <p>社外 独立</p>	<p>1971年4月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社</p> <p>1997年7月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）取締役財務業務部長</p> <p>1998年4月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）取締役東京副本部長</p> <p>1999年4月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）取締役団体年金運用本部長</p> <p>2000年4月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）常務取締役</p> <p>2004年1月 明治安田生命保険相互会社専務取締役資産運用部門長</p> <p>2006年6月 東和興産株式会社代表取締役会長</p> <p>2007年6月 三機工業株式会社取締役専務執行役員CSR推進本部長</p> <p>2014年6月 三機工業株式会社常勤監査役</p> <p>2018年6月 三機工業株式会社取締役</p> <p>2020年6月 三機工業株式会社常任顧問(現任)</p> <p>2021年6月 当行取締役（現任） (重要な兼職の状況) 三機工業株式会社常任顧問</p>	200株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b> 古村昌人氏は、長年にわたり金融機関の運用業務に携わるとともに、複数の企業の取締役を歴任され、これらを通じて培われた豊富な経験や幅広い見識を広い視野から当行の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
<p><b>【就任期間】</b> 古村昌人氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。</p>			
<p><b>【特別の利害関係】</b> 当行と候補者古村昌人氏の間には、特別の利害関係はありません。</p>			

(注) 1. 村田嘉一および古村昌人の両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、村田嘉一および古村昌人の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。

なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告18頁をご参照ください。  
また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

## 【ご参考】

## 社外役員の独立性判断基準

当行は、当行において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が以下の各項目いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当行および子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）の役職員
2. 当行への出資比率が5%以上の大株主又はその業務執行者（注1）
3. 当行グループとの取引額が当該取引先グループの直近事業年度における連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
4. 直近事業年度末において、当行に預金又は貸出金の取引があり、かつその残高が当行グループの連結総資産の1%を超える者又はその業務執行者
5. 当行グループから役員報酬以外に年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は所属する法人、組合等団体が該当する場合
6. 過去10年間に於いて上記1から5までのいずれかに該当していた者
7. 上記1から6までのいずれかに該当する者の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）

## （注1）

業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。

メモ欄

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



# 株主総会会場ご案内図

会 場

北日本銀行本店 3階 大会議室

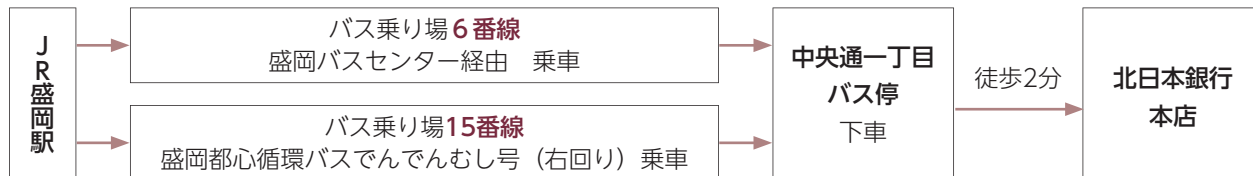
岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

電話 (019) 653-1111 (代表)



駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

## 交通のご案内



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。



地球環境に配慮した  
植物油インキを使用  
しています。